

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

### 1 評価機関

名 称	株式会社 日本ビジネスシステム
所 在 地	千葉県市川市富浜3-8-8
評価実施期間	平成30年1月1日～平成30年6月30日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称	アンジェリカ保育園		
(フリガナ)	アンジェリカホイクエン		
所 在 地	〒070-0021 千葉県我孫子市我孫子2-8-1		
交通手段	JR我孫子駅より徒歩5分		
電 話	04-7181-8500	F A X	04-7181-8505
ホームページ	<a href="http://www.acomoder.or.jp/">http://www.acomoder.or.jp/</a>		
経 営 法 人	社会福祉法人アコモード		
開設年月日	平成19年4月1日		
併設しているサービス	一時預かり保育 延長保育 世代間交流 赤ちゃんステーション設置 AED設置		

#### (2) サービス内容

対象地域										
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
	6	12	12	20	20	20	90			
敷地面積	937.12㎡			保育面積			560.84㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育			
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援			
健康管理	日々の健康観察、各種健診、身体測定（毎月）、健康・衛生指導等									
食事	完全給食 食物アレルギー除去食の提供あり									
利用時間	月曜～金曜 7:00～19:00 /土曜7:00～17:00									
休 日	日曜日 祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日まで）									
地域との交流	赤ちゃんステーション 災害時協力員の登録事業 世代間交流 幼稚園小学校との連携 実習生・ボランティアの受け入れ									
保護者会活動	保護者会なし									

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	12	5	17	調理は外部委託
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	14		1	
	保健師	調理師	その他専門職員	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	当園にて空き状況を確認の上我孫子市役所子ども部保育課までお申込下さい。		
申請窓口開設時間	平日（祝祭日除く）午前8：30～17：00まで		
申請時注意事項			
サービス決定までの時間	入園決定者には保育実施希望月の前月中旬に我孫子市役所子ども部保育課より通知があります。		
入所相談	入園に関する問い合わせは、我孫子市役所子ども部保育課まで、空き状況や園生活に関することについては保育園までお問い合わせ下さい。		
利用料金	我孫子市の基準により世帯の所得税や市民税の課税額などによって決められます。		
食事料金	3歳児以上 月額 1200円		
苦情対応	窓口設置	有	
	第三者委員の設置	有	

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針  (理念・基本方針)</p>	<p>【理念】社会福祉法人 アコモードの運営する保育園は、児童福祉法に基づき「保育に欠ける」乳幼児の保育を行うが、保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。なお、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のため知識の修得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。保育方針は、「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあつては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。</p> <p>【基本方針】1. 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。2. 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。3. 豊かな人間性をもった子どもを育成する。4. 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明をして、公的施設としての社会的責任を果たす。</p>
<p>特 徴</p>	<p>アンジェリカ保育園は「元気な子ども」「身辺処理のできる子ども」「仲のよい子ども」「考える子ども」「生きる力を持った子ども」の五つ姿を目標とし日々の保育を行っています。保育園時代は決して小学校までの準備期間だけではありません。アンジェリカ保育園は小学校の前倒し教育などは行わず、この感性豊かな乳幼児期は、豊かな遊びと安定した生活を通して、生きる力を身につける時期であると考えています。</p> <p>私たちアンジェリカ保育園の保育士は、体育や描画、音楽を指導する専門家ではありませんが、乳幼児期の発達特性を理解し、健全で健やかな生活を保障し援助する保育の専門家です。その立場から、この乳幼児期には受動的な保育ではなく、「自由遊び」や「絵本」を中心とした子供達にとって能動的な活動が必要であると考えています。子供たちに何かを教える、やらせるのではなく、子供たちの生活や遊びの中から自然と成長する姿に、できるだけ多く気づき、保護者の方といっしょに喜びを共有することができる保育園でありたいと思います。「読み書きが早くできる子」や「鉄棒で何回逆上がりができる」ではなく、絵や文字を書くことで自分を表現することが楽しいと思える子、身体を動かすことが楽しいと思える子」になってほしいと考えています。</p>
<p>利用（希望）者へのPR</p>	<p>○JR我孫子駅より徒歩5分の場所にあるアットホームな保育園です。今年で開園から11年目のまだまだ歴史の浅い保育園ですが、ベテランから若い保育士まで様々な年齢の職員が揃っており、子供達の成長に応じた丁寧な保育を心がけています。</p> <p>○母体となる社会福祉法人は特別養護老人ホームやグループホームなど幅広く行っています。子供達とお年寄りの交流もあり、お互い良い時間となっています。</p> <p>○戸外遊びやお散歩など、遊びを中心とした保育を行います。暖かい時期は、泥遊びや水遊びなども積極的に行います。</p> <p>○給食は完全給食です。アレルギー食にも対応しています。調理は外部業者に委託しておりますが、保育園にも栄養士がおり味や量、食べやすさなど細かな調整を行っています。家庭的な雰囲気をつくるため、3歳児からは陶器の食器を使用し、食器の並べ方や茶碗の持ち方などマナーを伝えています。給食のお手伝いやクッキング保育など、年齢に応じた様々な食育活動を行っています。年長児は包丁を使用し、味噌汁やカレーライス作りに挑戦しています。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
豊かな感性を育む保育環境
室内や戸外での自由遊びの時間を十分確保すると共に、子どもの発達段階に応じたブロックや積み木等の玩具を備える等、子供が主体的に活動できる環境を整備している。また、年齢に応じて折り紙や塗り絵等も用意されており、文字・絵・制作等においても、表現活動が自由に体験できるよう工夫している。塗り絵においては、個別に管理するファイルを用意する等、子供が自発性を発揮できるよう工夫している。ブロックや積み木等の作品は展示できるようスペースを設け、やむを得ず片付けなければいけないものについては、写真として掲示する等、保護者と共に喜びを共有できるよう配慮している。春には徒歩遠足、夏は園内で水遊びや泥遊び、秋冬も戸外への散歩を積極的に行う等、季節・園児の好奇心・生活の変化や活性化に配慮し、日常保育に取り入れている。また、散歩については地域マップを製作し、より遠くまで歩けるように計画を立てると共に、小さいクラスもお散歩カー等を使用し近隣の公園へ散歩に出かける等、全園児が自然物や動植物に触れ、且つ地域の人達に接する機会となっている。年3回、老人福祉センターや特別養護老人ホームへの慰問を行う等、異世代交流にも取り組んでいる。その他の行事として、小学校への見学や、野菜の栽培等も行っており、様々な体験ができるよう工夫している。
保育計画に位置付けられた食育活動の推進
年齢に応じ、食を通して豊かな経験ができるよう保育計画に位置付けており、調理員や職員による残食の記録や食事風景の観察更に園児から話を聞く機会を設ける等、献立・調理に活かしながら、適切な食事の援助に努めている。保育所で育てた野菜・地域や旬の野菜を活用した給食の提供や実物に触れる等の体験と共に、年齢に応じて園児が調理に関わる機会も設け、調理器具の扱い方についても触れ、食を通じて園児に親しみのある、生活の実態に即した活動の展開や援助に努めている。また、活動予定表を基に行事食を提供しており、慣れ親しんだ伝統や風習及び季節感に配慮し、献立・盛り付け・提供方法・テーブル配置・食器等に工夫を凝らしており、満足感や充実感が得られるよう取り組んでいる。これらの食に関する様々な体験が年間を通して行われており、自然の恵みや調理員との関りが感謝の気持ちへ、更に心身の育成や意欲の向上に繋がっている。食物アレルギーや誤飲防止についてはマニュアルや指示書を元に、園児の症状に応じた適切な対応に努め、食事提供においては、他の園児との相違に配慮されている。
保護者との信頼関係の構築
定期的に行事に関する保護者へのアンケートを実施し、次年度に活かしている。個人面談を年1回実施しており、挙がった意見については組織的に検討し、具体的な改善をを立て、迅速に実行している。日々の保育において子供の声を傾聴し、機会ある毎に保護者からの聴衆を心掛ける等、満足向上を意識した良好な関係作りに取り組んでいる。苦情受付書を備えており、口頭での対応も含め、苦情受付や苦情解決に関する記録が保管されている。各教室前のホワイトボードを活用し、一日の園の活動について書き込むと共に、感染症の発生状況や予防に対する啓蒙を行う等、保護者への情報発信及び信頼関係構築に繋がっている。他にも、法人のホームページのWEB日記の中で、イベント時の園児の様子を見る事が可能となっており、保護者への施設活動の透明性を図っている。写真掲載に当たっては、保護者から同意を得ている。

さらに取り組みが望まれるところ
<p><b>職員参画による事業計画書の策定</b></p> <p>事業計画は、保護者の意見や職員の要望・提案等を会議の場で検討し、それらを基に管理者間で検討を加え、次年度の事業計画が決定される。定期的に会議を開催し、実施状況の評価を行うと共に、達成状況に応じて見直しも行っている。会議内容は、回覧や連絡ノート等で周知を図っている。事業計画作成に当たっては、管理者と職員が話し合っているものの記録として残してはいない。また、実施状況の把握や評価をするにあたり、時期や手順等の基準も明確にされていない。今後は職員参画の基、実施状況の把握や評価を計画的に実施する等、職員間での組織的な取り組みに期待したい。</p>
<p><b>職員参画による保育課程の作成</b></p> <p>保育理念・保育方針・保育目標・発達過程等を組み込み、保育課程が作成すると共に、子供の発達過程・家庭状況・保育時間、地域の実態等を考慮して編成されている。今後、園児の発達に適した保育の提供にあたり目標を明確にし、保育課程作成時においては、保育に関わる職員が参画して編成し、定期的に評価を行い、次の編成に活かす取り組みを期待する。</p>
<p><b>多機能室の災害時対策</b></p> <p>園児の個々の体調や心身状態に応じて使い分けができる個室が確保されている。物が乱雑に収納されており、災害時には危険を伴う環境となっている。今後は、災害時に備えた、整理整頓を実施し、良好な環境中で使用される事を期待する。</p>
<p><b>医務室の整備</b></p> <p>医務室が配置されているが、使い勝手が悪い為、現在は医務室としての機能をはたしていない。今後は、医務室等の環境を整え、救急用の薬品・材料等を用途ごとに整理し、適切な管理の下、全職員が的確かつ迅速に対応できる環境の整備が望まれる。</p>
<p><b>(評価を受けて、受審事業者の取り組み)</b></p> <p>この度、第三者評価を受審し改めて現保育園の評価の高かった点、改善点などを知ることができ、自園を客観的に見ることができた。改善点としては事業計画や保育課程を作成するにあたって、全職員での話し合いや記録が不十分であったことがあげられる。その年の方向性を決める大切な計画だけに、作成、見直し等、全職員参画の元おこなえる様、早急に対策を講じて行きたい。評価の高かった点として、子供が主体的に活動できる保育環境の提供、計画的な食育、保護者との連携があげられる。保育園にとってもっとも重要な、子供が主体的活動できる保育環境や保護者の皆様との連携について良い評価を受けたことは喜ばしいことである。今後は五年おきに第三者評価を受審し自園の質の向上を図っていきたい。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	1	□2
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
			4 人材の確保・養成	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3
		8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。		4	
		9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。		4	□1
		10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。		4	□1
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2 保育の質の確保	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	□1
			16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 保育の開始・継続	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	2	□1
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	5	□1
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	2	□1
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
子どもの健康支援	27 子ども健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3			
	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			
	29 食育の推進に努めている。	5			
5 安全管理	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
6 地域	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5			
計				121	□8

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</li> <li>■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の理念・基本方針が明文化されており、施設としての理念・基本方針も策定されている。保育目標が具体的に示されており、入園のしおりや重要事項に掲載されている。理念・基本方針は事業計画書・ホームページ・パンフレット等に記載すると共に、施設内に掲示し、理解浸透を図っている。理念や基本方針の内容については、目指すべき方向性を明確にしており、法の趣旨・人権・施設の役割等の内容が適切に盛り込まれている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・基本方針は事業所内の掲示や朝礼ノートに記載すると共に、全職員が携帯しており、職員への周知・理解浸透を図っている。また、会議の議題として取り上げ、実効面の検討や確認等を行っている。会議内容は報告書としてまとめられ、全職員が確認する事が可能となっており、理念や基本方針の共有を図っている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念や基本方針については、ホームページや広報誌等に記載し、周知を図ると共に、入園のしおりや重要事項説明書に表記している。契約時等に丁寧な説明を心掛け、保護者への周知をはかっている。定期的に法人のホームページ・広報誌・園だより等で取り組み内容を伝えると共に、当日の様子を各教室前のホワイトボードにて報告する等、理念・方針に基づいた保育の実践状況を日常的に伝えている。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画においては、前年度の反省・目標の達成状況・職員の意見・社会的ニーズ等を考慮した上で、リーダー会議にて検討し、作成している。また、事業計画は経営環境・職員体制・設備の整備・防災等の重要課題を明確にし、目標を具体的に定めた計画となっている。事業計画及び財務内容においては、適切に作成した上で要望により自由に閲覧することが可能となっている。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li><input type="checkbox"/>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画は、保護者の意見や職員の要望・提案等を会議の場で検討し、それらを基に管理者間で検討を加え、次年度の事業計画が決定される。定期的に会議を開催し、実施状況の評価を行うと共に、達成状況に応じて見直しも行っている。会議内容は、回覧や連絡ノート等で周知を図っている。事業計画作成に当たっては、管理者と職員が話し合っているものの記録として残してはいない。また、実施状況の把握や評価をするにあたり、時期や手順等の基準も明確にされていない。今後は職員参画の基、実施状況の把握や評価を計画的に実施する等、職員間での組織的な取り組みに期待したい。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月の職員会議の他、各フロアより選出された1名のフロアリーダーが、主任・園長と共にリーダー会議を行っている。管理者は各フロアの要望・提案・利用者の意見等を取り込みながら、職場の課題解決に向け取り組んでいる。管理者は会議を開催し、職員からの意見を確認する場を設ける他、個人面談や自己評価の実施等を通じて、職員からの意見・提案・人間関係の状況の把握にも努めている。研修については、研修計画及び個々の希望に沿った研修が実施されている。</p>	



7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>倫理及び法令遵守・プライバシー保護に関する業務マニュアルの整備及び運営規程への明記や配布を行う等、適切な運営に取り組んでいる。また、年度初めの職員会議や内部研修等を活用し、全職員へ意義の周知や理解の促進に努めている。プライバシー保護については施設内に掲示し、継続的に伝える機会を増やすと共に、ミーティングや連絡ノートを活用しながら、意識向上を図っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>業務マニュアルに人材育成方針を記載し、役割や責任等も定めている。また、法人が定める職員の目指すべき姿を行動指針7カ条で明確にすると共に、カードに記載し全職員が携帯しており、保育提供に関わる専門職としての意識向上に向け取り組む体制が明確になっている。年に2回、職員個別の自己評価票の提出・個人面談・取り組み状況の確認・評価結果のフィードバックを行う等、具体的な方策により総合的な人事管理が確立している。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>□把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>有給休暇や時間外労働等の勤務状況については、管理者や担当部署にてデータ管理を行っている。管理者は有給休暇の消化・時間外労働のデータを定期的にチェックし、求めに応じて提示や説明を行っている。定期的にミーティング・会義等で就業状況の検討を行い、必要時には具体的な改善計画を立てて実行している。年2回、個人面談を実施し、職員の意向・意見の把握に努めると共に、育児休暇や夏休暇等の取得にも配慮する等、働きやすい環境整備にも取り組んでいる。年1回、法人より全職員が参加しての懇親会が開催されており、福利厚生事業も実施されている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>□OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画に職員の教育・研修に関する基本方針が記載されており、中長期の具体的な人材育成計画や資料等を備えている。キャリアアップ研修計画に基づき、職種別や役割別に期待能力基準を明確化し、職員一人ひとりの個別研修計画の整備は行なわれている。新任職員をはじめ経験や習熟度に配慮した個別的なOJTの実施については、今後の課題となっている。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>業務マニュアルの中に権利擁護を盛り込むと共に、会議や研修を通じて、職員への権利擁護・法令順守の理解浸透に努めている。また、日常的に、排泄の援助の進め方・食事や午睡の援助方法については、園児個々の意思尊重を心掛け、職員会議や日々の業務の中で確認・検討・周知を行っている。虐待については、防止マニュアルを作成しており、会議や園内研修を通じて全職員に意識啓発を図っている。虐待等権利侵害の可能性のある園児に対しては、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議すると共に、児童相談所等の関係機関との連携体制が整備されている。</p>		



12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護に関する方針については、法人のホームページやパンフレットに掲載すると共に、個人情報の利用目的については運営規程・重要事項説明書・契約書等に記載し、保護者から承諾書も得ている。また、職員についても、入職時の研修実施や同意書を交わしている。実習生、ボランティアに対しては、オリエンテーション時に口頭にて伝えている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>定期的に行事に関する保護者へのアンケートを実施し、次年度に活かしている。個人面談を年2回実施しており、挙げた意見については組織的に検討しながら具体的な改善を立て、迅速に実行している。日々の保育において子供の声を傾聴し、機会ある毎に保護者からの聴衆を心掛ける等、満足向上を意識した良好な関係作りに取り組んでいる。苦情受付書を備えており、口頭での対応も含め、苦情受付や苦情解決に関する記録が保管されている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者向けの文書・相談・苦情対応窓口・担当者等を重要事項説明書に明記すると共に、玄関に掲示する等、内容の周知徹底を図っている。保育開始時に苦情に関する文章を配布し、説明も行っており、挙げた苦情等については苦情受付や要望受付として記録し保管している。受付後の手順はマニュアルに定めており、管理者へ報告・対応策の検討・改善できない内容についての説明や対応方法等、意見に基づいた保育の質の向上を目指した取り組みが機能している。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>□自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育計画の中の反省の記入欄があり、行事ごとの反省会や職員向けアンケートの実施等、保育の質向上のための取り組みがある。年二回の園長との個人面談や年度末の評価基準に基づいた自己評価の実施等、組織的に評価を行う体制が整備されている。今回は初めての第三者評価受審であり、評価結果の分析・検討には至っていない。今後は結果を踏まえ、改善の課題を職員参画の基、計画的に実施する取り組みに期待したい。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>標準的な実施方法がマニュアル化されており、各指導案に反映されている。マニュアルについては入職時に配布すると共に、研修会や会議等で指導する機会を設けている。マニュアル作成にあたり、管理者が作成した原案を職員会議にて報告や修正を行った上で完成させ、定期的に職員会議による検証や見直しが行われている。</p>		

17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>見学は随時行っており、保育所選択に必要な基本情報は我孫子市のホームページやパンフレット等に掲載し、閲覧用として各関係機関に置いている。保育所見学希望者には要望に応じて、育児相談・栄養士による離乳食の進め方の配布・食事についての相談等を行う等、必要な情報提供も行っている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育開始にあたり、園長から保育園のしおり・運営規定・重要事項説明書や個人情報の取扱いについての説明を行い、契約書や同意書等の書面の確認も行っている。また、入園のしおりを使用する等、保護者に分かり易いような文章や表記方法に工夫を凝らした資料を用いて説明を行っている。保育内容の説明時においては、保護者の意向確認や調査票への記録を行い、個人ファイルとして保存している。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>□施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念・保育方針・保育目標・発達過程等を組み込み、保育課程が作成されている。また、子供の発達過程・家庭状況・保育時間、地域の実態等を考慮して編成されている。今後、作成においては、保育に関わる職員が参画して編成し、定期的に評価を行い、次の編成に活かす取り組みを期待する。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育課程に基づき、生活の連続性・季節の変化・子どもの実態に即した保育士の関わりや援助を狙いとした年間の指導計画が策定されていると共に、より具体的な保育内容を記した月案・週案・日案等も作成されている。3歳児未満の個別指導計画書が作成されており、全園児個々の児童票も備えている。月案、週案、日案には反省欄があり、その都度保育実践の振り返りや評価を行いながら改善に努めており、組織的な仕組みが構築され機能している。障害児等の配慮が必要な園児に対しての個別指導計画書が作成されており、年に3回、保健センターより巡回指導の先生を招き、相談や助言を受ける等、連携を図っている。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>室内や戸外での自由遊びの時間を十分確保すると共に、子どもの発達段階に応じたブロックや積み木等の玩具を備える等、子供が主体的に活動できる環境を整備している。また、年齢に応じて折り紙や塗り絵等も用意されており、文字・絵・制作等においても、表現活動が自由に体験できるよう工夫している。塗り絵においては、個別に管理するファイルを用意する等、子供が自発性を発揮できるよう工夫している。ブロックや積み木等の作品は展示できるようなスペースを設け、やむを得ず片付けなければいけないものについては、写真を掲示する等、保護者と共に喜びを共有できるよう配慮している。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>春には徒歩遠足、夏は園内で水遊びや泥遊び、秋冬も戸外への散歩を積極的に行う等、季節・園児の好奇心・生活の変化や活性化に配慮し、日常保育に取り入れている。また、散歩については地域マップを製作し、より遠くまで歩けるように計画を立てると共に、小さいクラスもお散歩カー等を使用し随時近隣の公園へ散歩に出かける等、全園児が自然物や動植物に触れ、且つ地域の人達に接する機会となっている。年3回、老人福祉センターや特別養護老人ホームへの慰問を行う等、異世代交流にも取り組んでいる。その他の行事として、小学校への見学や、野菜の栽培等も行っており、様々な体験ができるよう工夫している。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>安全に配慮しながら、見守りによる保育を目指しており、日頃の言葉掛けに注意を払い、押し付け・命令口調・高圧的な言葉等を用いないよう心掛けている。異年齢交流や戸外活動による近隣施設の使用時にあたっては、マナーや社会的ルールを身につけていくよう配慮している。園庭遊びや時間外保育、夏の合同保育等により異年齢で関わる機会を作り、年齢を超えまた友達等と人間関係が育まれるよう援助している。年度末には仲良し交流として、年長組が他クラスのお手伝いをする等、園児同士が協同して活動する機会も設けている。他にも、他の保育園園児とのドッジボール大会等も行う等、他の保育園との交流機会も確保している。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>□障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮が必要な園児にたいしては個別指導計画を作成し、計画に基づいた保育を行うと共に、定期的に保育内容や方法について検討する機会を設ける等、状況や成長に応じた保育を行っている。園児同士の関係に配慮し、共に成長できるよう努めている。年3回 保健センターによる巡回が行われており、必要に応じて相談や助言を受ける等、適切な関わりが持てるよう配慮している。保護者には園での様子や適切な情報について、その都度伝えている。現在、対象となる園児が在籍していないため、障害児保育に関する研修を受けていない。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>□担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>各クラスの引継ぎ表や朝礼ノートを活用し、保育士間の引継ぎを適切に行っている。時間外保育では、絵本の読み聞かせの時間の確保や塗り絵や折り紙を行う等、安全かつ落ち着いて過ごせるよう保育環境を整備し、内容や方法にも配慮している。感染症発生時は、感染拡大を防ぐための措置として、合同保育からクラスごとの保育に切り替える等、臨機応変な対応を行っている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>お迎え時に一人ひとりの保護者と日常的な情報交換を行うと共に、年一回、希望に応じて個人面談や保育参観を実施しており、適切な情報伝達のための取組みがある。また、夕涼み会(金)・運動会(土)・お楽しみ会(土)等、保護者参加の行事については出席率向上を図り、開催日や曜日にも考慮している。幼保小連携会議に出席し情報交換を行うと共に、年度末各園児就学先の担当教諭との情報交換を行っている。また、年長児は身体検査や一日入学等、小学校の生活について見通しを持てる機会が設けられていると共に、児童要録を作成し、小学校に提出している。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>業務マニュアルの健康管理保健計画に基づき年間保健計画を作成しており、年2回の園医のあびこクリニックの医師による健康診断・年1回歯科検診・我孫子市保健新による歯みがき指導・月1回身体測定等の年間予定等が明記されている。それらに基づき、一人ひとりの園児の心身の健康状態を把握し、記録している。毎朝、保護者から提出される体調管理についての記入票や登園時の検温等を通じて、保育中の健康状態の観察及び関係職員の周知・共有を図っている。その他、虐待が疑われる園児については、職員間で情報の共有や対応を協議し、必要に応じて園長より関係機関への報告を行っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合は、保護者に連絡を入れると同時に園医へ報告や受診の実施等、対応や安全確保についての手順等を明確にし、職員に周知している。感染症予防と発生時の対応マニュアルを作成し、職員への周知徹底を図ると共に、保護者には行政からの配布物やポスター等を掲示し、予防に対する啓蒙を行う等、適切な予防策が講じられている。感染症は園内の感染者が8名以上になった場合は我孫子市へ、10名を超えた場合は保健所へ報告しており、各機関からの指示に従うと同時に保護者や全職員に連絡し協力を求める等、適切な対応や感染症拡大防止に努めている。医務室が配置しているが、使い勝手が悪い為、現在使われてはいない。今後は、医務室等の環境を整え、救急用の薬品・材料等を用途ごとに整理し、適切な管理の下、全職員が的確かつ迅速に対応できる環境を整える事が望まれる。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しくするように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年齢に応じ、食を通して豊かな経験ができるよう保育計画に位置付けており、調理員や職員による残食の記録や食事風景の観察更に園児から話を聞く機会を設ける等、献立・調理に活かしながら、適切な食事の援助に努めている。食材については保育所で育てた野菜・地域や旬の野菜を活用しており、園児への説明や実物に触れる等の体験を取り入れると共に、園児が調理に関わる機会も設け、更に調理器具の正しい扱い方についても教えている。また、活動予定表を基に行事食を提供しており、季節感のある献立・盛り付けの工夫・提供方法・テーブル配置や食器の工夫等、園児が食を通じて満足感や充実感が得られるよう取り組んでいる。これらの食に関する様々な体験が、自然の恵みに触れることや調理員との関わりを通して感謝の気持ちが目覚め、心身の育成や意欲の向上に繋がっている。食物アレルギーや誤飲防止についてはマニュアルや指示書を元に、園児の症状に応じた適切な対応に努め、食事提供においては、他の園児との相違に配慮している。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>各部屋に冷暖房や加湿器を設置し、適切な空調管理を行っている。月一回の床清掃や専門業者による床の清掃を行う等、施設内の衛生管理に努めている。感染症マニュアル・感染症に関する職員規定を策定し、会議の中でも繰り返し取り上げ、説明・周知徹底を図っている。普段の清掃に加え、必要に応じてアルコールや塩素消毒を実施すると共に、感染症流行期は手洗いの徹底や使い捨てのペーパータオルを使用する等、感染症対策に努めている。他にも食事、おやつのおしぼり口拭きタオルは使い捨ての物を使用している。室内外の整理・整頓がされおり、園児の身体状況や能力にに応じて、高さや使い勝手等に配慮する等、園児が快適に過ごせる環境が整っている。園児の個々の体調や心身状態に応じて使い分けができる個室が確保されているが、物が乱雑に収納されており、更に災害時には危険を伴う環境となっている。今後は、災害時に備えた、整理整頓を実施し、良好な環境中で使用される事を期待する。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時のマニュアルを整備しており、職員会議を通して職員へ周知を図っている。事故発生時においては、事故発生原因の分析や事故防止対策の流れを事故報告書として記録し、関係する保護者に伝えている。定期的に安全点検を点検票に添って実施しており、遊具については専門業者が行っている。安心や安全を脅かす事例の収集を積極的に行い、それらを基に職員参画の下、発生要因の分析・改善策・発生防止策を行い、不審者等の環境面を含めたリスクの把握に努める等、安全確保のための取り組みを組織的に行っている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>消防計画、避難訓練計画を作成し、毎月、火災・地震・風水害を想定した避難訓練を実施及び、消防署立会いの消防避難訓練が行われている。風水害想定訓練では、ハザードマップを元に避難場所や避難経路の確認及び非常食の確認を行う等、安全確保のための対応体制を整えている。安否確認方法としては、一斉メール配信の環境が整っており、園児・保護者及び職員の安否確認方法を定め、全職員に周知されている。年1回、防災集会を実施しており、避難すべり台や非常食の体験等を行っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>孫子市の計画を考慮し、地域住民のニーズの把握に努めている。赤ちゃんステーションとして保育所を開放しており、オムツ代えやお手洗い等の一部を外部の人にサービス提供している。一時保育希望者や見学希望者には、施設案内を行うと共に、子育て相談や助言を行う等、地域貢献に努めている。また、栄養士による離乳食の進め方等の冊子の配布や説明、関係機関のチラシやポスターの掲示や設置等、地域の子育て支援に関する情報を提供している。また、AEDの導入やステッカーの園外掲示板への貼付等、地域の安心確保にも繋げている。今後は、我孫子市のホームページに子育て支援の協力施設として、記載される予定である。勤労感謝の日に、近隣の理髪店へ感謝の意味をこめ毎年手作りカレンダーのプレゼントを渡しており、地域の人達との交流を広げるための活動も行われている。</p>		